○ 福井県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針(平成12年4月1日策定)の一部改正 新旧対照表

律第37号)第19条に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」

のうち、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」(平成12

改正後 現行 目次 目次 第1~第5 (略) 第1~第5(略) 第6 エコファーマー実施計画の認定 第6 導入計画の認定 第7 農業改良資金融通法の特例措置 第 7 第8 (略) (略) 第1 持続性の高い農業推進の基本方針 第1 持続性の高い農業推進の基本方針 1 持続性の高い農業推進の背景 1 持続性の高い農業推進の背景 (中略) (中略) (削る。) 平成11年度に、環境と調和のとれた持続的な農業生産の推進を図 るため、堆肥等を活用した土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の 低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の普及浸透を図 り、それに取り組む農業者に対する支援措置を内容とした「持続性 の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(以下「法律」とい う。)が施行されたが、今般、同法律の施行規則の改正を受け、同法 律の施行についてが、一部改正された。 本県の農業者における持続性の高い農業生産方式を具体的に示す 本改正を受け、本県の農業者が導入すべき農業生産方式を具体的 ため、「福井県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」を制 に示すため、同法律第3条に基づき「福井県持続性の高い農業生産 定する。なお、本指針は「環境と調和のとれた食料システムの確立 方式導入指針」(以下「導入指針」という。)を改定する。なお、本導 入指針は農業者が法律に基づく支援措置の対象となるために必要な のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(令和4年法

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画(以下「導入計画」

という。)の作成および認定の前提となるものである。

年3月24日付け流通第689号)に基づく生産方式の導入についての もの(以下「エコファーマー実施計画」という。)の作成および認定 の前提となるものである。

第2 持続性の高い農業生産方式について

本指針における「持続性の高い農業生産方式」とは、土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であって以下の1~3の技術をいい、これらすべてを用いて行われるものである。

(中略)

- 1 堆肥等その他の有機質資材の施用に関する技術であって、土壌の性質を改善する効果の高いもの
  - (1) (略)
  - (2) 緑肥作物利用技術

(中略)

なお、選択した緑肥作物の種類によっては、対抗植物としての効果を有するものがあり、この場合は、3(5)の「対抗植物利用技術」を同時に導入しているものとみなす。

- 2 · 3 (略)
- 第3 持続性の高い農業生産の導入の促進を図るための措置に関する事項(全作物共通)
- 1 土壌診断の励行

(中略)

第2 持続性の高い農業生産方式について

本法律に基づく支援の対象となる「持続性の高い農業生産方式」とは、土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であって以下の1~3の技術をいい、これらすべてを用いて行われるものである。

(中略)

- 1 堆肥等その他の有機質資材の施用に関する技術であって、土壌の性質を改善する効果の高いもの
  - (1) (略)
  - (2) 緑肥作物利用技術

(中略)

なお、選択した緑肥作物の種類によっては、対抗植物としての 効果を有するものがあり、この場合は、<u>法第2条第3号の技術で</u> <u>ある</u>「対抗植物利用技術」を同時に導入しているものとみなす。

- 2 3 (略)
- 第3 持続性の高い農業生産の導入の促進を図るための措置に関する事項(全作物共通)
- 1 土壌診断の励行

(中略)

このため、持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、各農林総合事務所・嶺南振興局やJA経済連の土壌診断センター等の分析診断機器の積極的な活用を図るとともに、施肥量の決定等に関し、普及指導員等から診断結果をふまえたアドバイスを受け、土壌の改善と施肥の合理化に努めることとする。

2 · 3 (略)

## 第6 エコファーマー実施計画の認定

<u>エコファーマー実施計画</u>の認定については、別に定める<u>「福井県</u> 農林漁業における環境負荷低減事業活動実施計画等の認定要領」に よるものとする。

(削る。)

第7 その他

1 援助

このため、持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、<u>県下7カ所の</u>各農林総合事務所・嶺南振興局やJA経済連の土壌診断センター等の分析診断機器の積極的な活用を図るとともに、施肥量の決定等に関し、普及指導員等から診断結果をふまえたアドバイスを受け、土壌の改善と施肥の合理化に努めることとする。

2 · 3 (略)

#### 第6 導入計画の認定

<u>導入計画</u>の認定については、別に定める<u>福井県持続性の高い農業</u> 生産方式の導入に関する計画認定要領によるものとする。

### 第7 農業改良資金融通法の特例措置

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令(平成11年政令第334号)に掲げる資金は、農業者が導入計画の認定を受けて持続性の高い農業生産方式を導入する際に必要な資金を貸し付けるものである。持続性の高い農業生産方式を導入しようとする場合には、当該生産方式が堆肥等の活用による土づくりと化学肥料・農薬の使用を減少させる技術のすべてを併せて行う生産方式であり、複数の技術の導入に対応した機械、施設等を必要とすることから、償還期間(据置期間を含む。)を10年以内から12年以内に延長することとしている。(法第6条)

第8 その他

1 援助

県では、農業者の持続性の高い農業生産方式の導入を促進するため、各農林総合事務所・嶺南振興局による<u>エコファーマー実施計画</u>の策定の指導・助言、普及指導員の巡回による技術指導等に努めるものとする。

 <u>市町</u>との連携 (削る。)

> 農業者の持続性の高い農業生産方式の導入を促進するためには、 補助事業の活用等による啓発指導、堆肥化施設等共同利用施設の整備等による農業者への支援等、市町の果たすべき役割も大きいものであることから、市町と連携して進める。

(削る。)

県では、認定農業者による認定導入計画の達成を促進するため、 各農林総合事務所・嶺南振興局による<u>導入計画</u>の策定の指導・助言、 普及指導員の巡回による技術指導等に努めるものとする。<u>(法第8</u> 条)

#### 2 市町村との連携

本法において、導入指針の策定、農業者が作成した導入計画の認定等は、都道府県の事務とされており、市町村の役割について特段の規定が設けられていない。これは、持続性の高い農業生産方式の内容については、技術的要素が大きく、土づくりや施肥・防除に関する専門的知見が必要となることから、各農林総合事務所・嶺南振興局の普及指導員の専門的知識と経験を活用することが最も適当であること等を踏まえたものである。

しかしながら、本法の円滑な運用を図るためには、補助事業の活用等による啓発指導、堆肥化施設等共同利用施設の整備等による農業者への支援等、市町の果たすべき役割も大きいものであることから、市町と連携が必要と考える。

# 3 報告の徴収・罰則

持続性の高い農業生産方式の内容は、土づくり、肥料の施用、農薬の使用に関するものであり、必ずしもその導入にあたり・農地の取得、特定の施設の整備等を伴うものではないことから、認定農業者が実際に当該生産方式を導入実施しているかどうかについては、外見からは明確には判断できないことも多いと考えられる。

このため、農業者の導入計画の実施状況を確実に把握することが

できるよう、法律第9条により知事は必要に応じて農業者から報告
<u>を求めることができる。</u>
また、認定農業者が知事から報告を求められた場合に、報告をせ
ず、あるいは虚偽の報告をしたりすることのないよう、報告徴収の
実効性を担保するため、法律第10条により罰則の規定が設けられて
<u>いる。</u>